

第 454 回中央社会保険医療協議会総会の採決の結果について

令和 2 年 4 月 10 日
中央社会保険医療協議会総会会長
小塩 隆士

第 454 回中央社会保険医療協議会総会における議題に関する採決の結果は、以下のとおりとなった。

○ 新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について

中央社会保険医療協議会として承認する。

(委員からのご意見)

委員名 (敬称略)	ご 意 見
吉森 俊和	電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページで公表されるとのことであるが、国民・患者に対し、具体的な利用方法等についての周知が必要であるため、併せてお願いしたい。
佐保 昌一	新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、医療崩壊を防ぎ、医療従事者や患者、家族を守るためには、時限的・特例的な取扱いは妥当と考えます。なお、連合が継続して主張している、診療明細書の発行については、患者・被保険者の知る権利を保障するため、時限的・特例的な取扱いであっても必要であると考えます。
眞田 享	総-1-参考の4ページ(5)において、医療機関に対して毎月、所在地の都道府県に実施状況の報告を求めるとあるが、今回の時限的・特例的な取扱いにおける診療の実態について中医協としても十分な把握・検証をしていくべき。
染谷 絹代	速やかにオンライン診療を保険適用としていただきたい。
猪口 雄二	初診、受診歴無しの場合、本人確認、受給資格の確認、支払が難しい。虚偽の受診が増えることが危惧される。
島 弘志	非常事態的状况ですので時限措置としては止むを得ないと理解しますが、初診をオンラインで行う施設名を公表して下さい。又、なりすましへの対応は表示されていますが、それでも他人に処方した際の法的責任は医療施設に求めないようにして下さい。
林 正純	歯科においても同様の対応をよろしく願います。
秋山 美紀	電話等をした患者が、ここからは「診療」に該当する(つまり支払いが発生する)と理解して、同意をしている旨、確認が必要だと思えます。その点は対面以上に説明と同意が求められるように思われます。